

令和6年度介護保険制度改正等に関する提言

令和4年11月
全国農業協同組合中央会

JAグループでは、全国に721事業所の介護保険事業を展開し、中山間地域を中心に居宅サービスを展開しており、相互扶助の理念に基づき、地域ナンバーワン事業所を目指して取り組んでいます。

次期介護保険制度改正に向けて、厚生労働省社会保障審議会、全世代型社会保障構築会議等において議論がすすめられておりますが、JAグループとして介護保険制度改正等に関して以下のとおり提言いたします。

1. 中山間地域や過疎地、離島等に対する施策の拡充

中山間地域や過疎地、離島等（以下「中山間地域等」という）における介護事業所に対しては、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算などの措置が講じられている。

中山間地域等における介護事業所は、慢性的な専門職の人員確保問題に加え、利用者宅までの送迎・訪問等の距離的問題等の理由から、都市部と同様の合理化・効率化を図ろうとすれば、介護の空白地帯が生じかねない。

このため、以下のようにICTの活用など一定の要件を満たした場合の人員基準の緩和や、他組織との連携等おこなった場合の包括報酬を導入すること。

(1) 通所介護事業・地域密着型通所介護事業（以下「通所介護事業」）における看護職等の人員基準の緩和について

中山間地域で運営している介護保険事業所の医療職確保は、非常に難しい状況となっている。通所介護事業においては、訪問看護ステーション等との連携により、人員配置基準を緩和することも可能とされているが、今後、連携先の医療機関の人員不足等により、連携が困難となることも懸念される。

このため、通所介護事業においてICT化による訪問看護等との連携により、看護職から利用者の健康管理や、介護職への助言等が受けられる体制を整備した場合には、看護職の人員基準を満たすこととするなど、看護職にかかる人員基準を緩和していただきたい。

また、機能訓練指導員についても、人員不足が深刻であるため、前述の訪問看護等との連携による人員基準の緩和等をふまえ、訪問リハ等との連携などにより、人員基準を緩和することや、ICT化等により機能訓練の指導・助言が受けられる場合については、人員基準を緩和していただきたい。

(2) 中山間地域における通所介護事業及び訪問介護事業の柔軟なサービス提供

中山間地域の通所事業及び訪問介護事業では、人材確保が困難であるうえ、利用者の居宅が遠く、サービス提供時間への影響が大きいことから、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のように、定期的・随時の訪問を可能とする包括報酬を導入するなど離島や中山間地域等においても安定的に介護保険事業が継続できる施策を充実していただきたい。

2. 地域包括ケアシステムの確立

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核的な機関であり、重要な役割を担っている。

地域包括支援センターの民間法人への委託がすすんでいるが、指定居宅介護支援事業者等では、「利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないように公正中立に行わなければならない」という考えの元、同一の利用者に対するサービス割合の見える化や減算などの措置が講じられている。

地域包括支援センターについても、指定居宅介護支援事業者と同様、中立・公平の観点から、サービス事業者の見える化等、活動実態を公表し、評価する仕組みを構築すること。

3. 給付と負担

政府では、介護保険事業の一部地域支援事業への移管やケアプランの一部利用者負担などが検討されているが、介護保険事業所の経営が安定的に継続できる施策が必要である。

特に、居宅介護支援事業費・介護予防支援費については、全ての利用者が公平に過不足なく支援を受けられる環境を維持し、自立支援・重度化防止策が担保されるよう現行給付を維持継続すること。

4. コロナ対策や原油高騰対策

利用者や職員の新型コロナウイルス感染により、事業所を一時的に閉鎖せざるを得なくなったことにより、経営が圧迫されている事業所も少なくない。コロナ感染症により休業した場合の支援策について拡充すること。

併せて、原油価格高騰により、介護保険事業所の光熱費や送迎バスの燃油代等の負担が増していることから支援策を講じること。

以上